

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 8月 18日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県三田市三輪二丁目六番一号

氏名 菱電化成株式会社
取締役社長 小林 純

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-562-6801(代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	菱電化成株式会社
--------	----------

事業場の所在地	兵庫県三田市三輪二丁目六番一号
---------	-----------------

計画期間	令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
------	----------------------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
--------	---------------------------------

②事業の規模	資本金 3億円、令和元年度 製造品出荷額 56億5500万円
--------	--------------------------------

③従業員数	255人(令和2年7月現在)
-------	----------------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙3. 製造工程」参照
---------------------	---------------

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙4. 廃棄物管理組織」参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	排出量	62.5 t	10.2 t
	（これまでに実施した取組） （これまでに実施した取組） ①不良削減活動を徹底している。 ②受注量に応じた製品の配合量を検証して歩留まり改善を行い、廃却につながる製品の余剰量の削減を行っている。 ③連続生産する場合は設備洗浄が不要となる製品は、連続生産を実施し、洗浄で生じる廃溶剤の削減を行っている。 ④廃溶剤を液体代替燃料化可能な再資源化委託先事業者を選定し、有価物化した。令和元年度の有価物化した廃溶剤は61tであった。 ⑤苛性ソーダを用いた設備洗浄で生じる強アルカリ排水は従来、他の器具の加熱洗浄に利用することで減容した後に処分委託していたが、作業者の安全性向上と濃縮物の保管容器が腐食することによる漏洩リスクの低減を目的に、直接産廃化を平成26年度より段階的に進めた。以後の強アルカリ排出量は操業実績と連動し10t前後で推移している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	排出量	100 t	10 t
	（今後実施する予定の取組） ①不良削減活動の継続により、不良製品の廃棄削減を継続する。 ②ワニス、レジン製品の必要量に応じた配合量の検証を随時行い、歩留まり改善による廃却量の削減を継続する。 ③連続生産による洗浄工程の削減で、廃溶剤の削減を継続する。 ④廃溶剤の産廃戻りと排出量削減の検討 国内のサーマルリサイクル市場の変動で、平成28年度より4年実施した廃溶剤の液体代替燃料化（有価物化）が困難となった。 令和2年度は産廃として処置するが、再生溶剤として社内へ還元し排出量の削減をするため、再生処理が可能な業者を検討中である。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1) 引火性廃油と強アルカリは、それぞれドラム缶に入れ、保管エリアを区別して管理している。 2) 定常の生産活動で、1)の2種以外に対象となる特管廃棄物はなし。設備保守等の作業でその他の特管廃棄物が生じた場合は、種別ごとに保管場所を定めて適正に管理、処分してきた。なお令和元年度は発生量が少なかったため処分委託には至らず、保管管理を継続している。		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記 ①現状の分別管理を継続し、適切に処分を実施する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自社で保有する設備、技術での再生利用、再資源化は困難であった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 令和2年度は、樹脂成分等を含む廃溶剤からの溶剤回収の可能性を、再生溶剤の生産業者と検討している。再生溶剤へ処理できた場合は社内に還元し、洗浄用に再利用し、引火性廃油の排出量削減を目指している。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 自ら熱回収、中間処理を行う特管廃棄物は無し。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理を行う特管廃棄物は無し。 当社で生じる引火性廃油は、熱源としては燃焼カロリーが低いこと、排出源のプロダクトミックスにより燃焼性がバラつくことから、自社での熱回収は計画しておらず、「自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項」の「②計画」に記した様に、再生溶剤としての再利用を検討している。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>自ら埋立処分を行う特管廃棄物は無し。 なお、全ての産廃において、処分業者へ委託する際には直接埋立を極力避け、選別やその他中間処理によって減容した後に最終埋立をとる処分方法を選択している。</p>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>自ら埋立処分を行う特管廃棄物は無し。 処分業者へ委託する際も、上記①現状の方針を継続する。</p>		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	全処理委託量	62.5 t	10.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	62.5 t	10.2 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>①特別管理産業廃棄物は、引き続き全量を優良認定処理業者へ委託した。 ②引火性廃油のうち廃溶剤を、液体代替燃料化可能な再資源化委託先事業者を選定し、平成28年度～令和元年度に有価物化を実施した。 令和元年度に有価物化できた廃溶剤は 61tであった。 ③引火性廃油は低燃焼カロリーの溶剤比率が高く、排出源のプロダクトミックスにより燃焼性がバラつき易い。この性質と廃プラ輸出困難化で国内のサーマルリサイクル市場が変動し、令和元年度をもって②の代替燃料化（有価物化）が困難となった ④強アルカリは再生利用、熱回収は困難である。</p>		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	全処理委託量	100 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	100 t	10 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①優良認定処理業者への委託を継続する。</p> <p>②前ページ①実績に記した通り、廃溶剤の有価物化が困難となったため、引火性廃油の計画排出量を 100t/年とした。</p> <p>④検討中の再生処理業者による廃溶剤からの溶剤回収ができた場合は次年度を待たず社内で再利用を開始し、引火性廃油の排出量削減を図る。</p> <p>④強アルカリは再生利用、熱回収は困難である。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 元年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	72.7	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>当社は平成24年(2012年)に電子マニフェストを導入し、同じく対応済みの収集運搬業者、処分業者と契約し、発生する全ての産廃物は電子マニフェストで管理して処理・処分を委託している。</p> <p>紙マニフェストの発行は、2016年度の高濃度PCB廃棄物(安定器等)の処分時の1件が最後である。同案件は唯一の処分業者であるJESCOより紙マニフェスト発行の指定があったものである。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

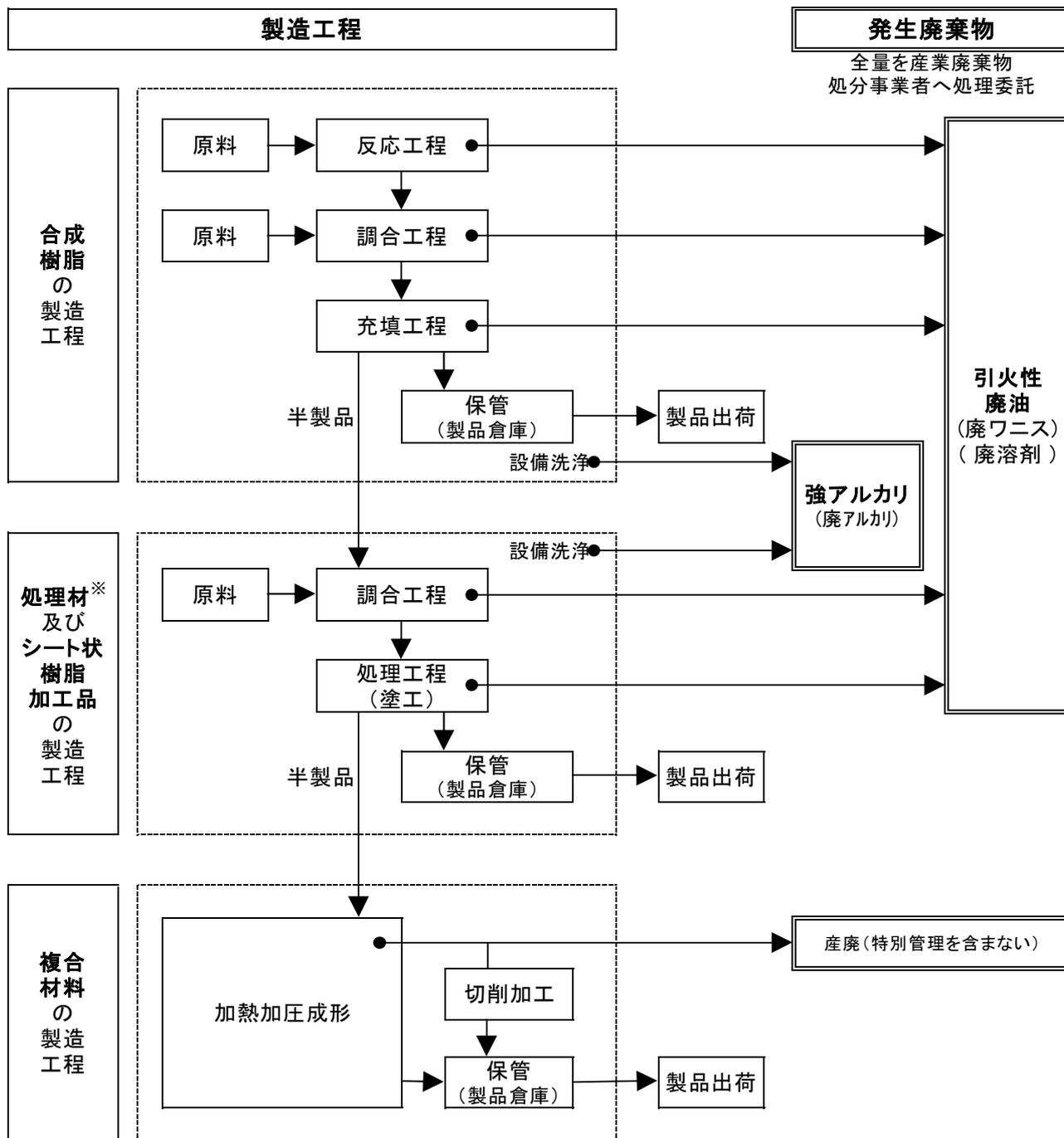
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙3. 製造工程

(特別管理産業廃棄物の排出に係わるもの)

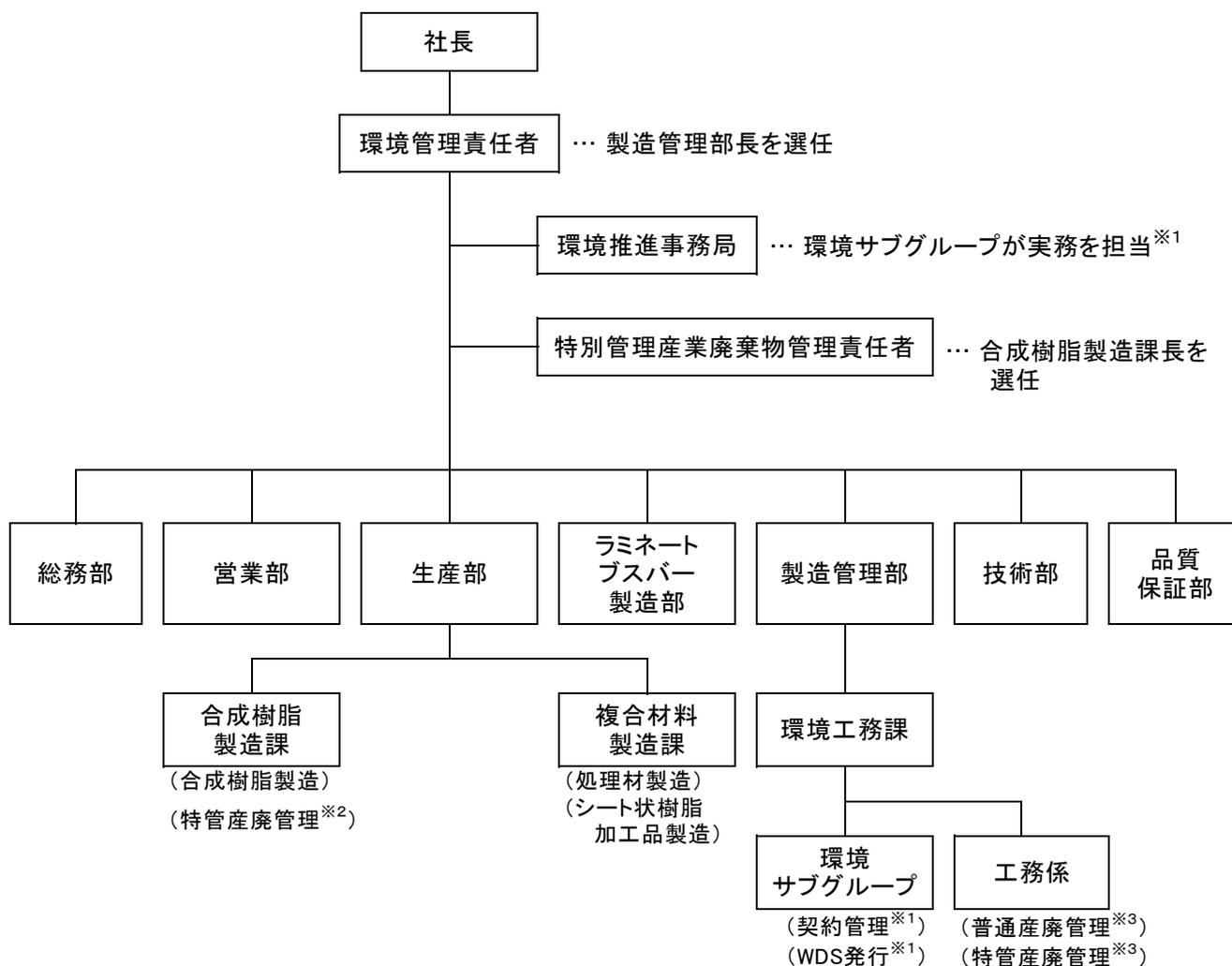
令和 2年 7月1日現在 菱電化成(株)



※処理材とは
 液状合成樹脂を紙、綿布、ガラス繊維布等へ含浸塗工し、
 硬化反応の途中まで加熱乾燥させた、複合材料の半製品である。

別紙4. 廃棄物管理組織

令和 2年 7月1日現在 菱電化成(株)



※1 産業廃棄物の処分委託に関する委託先選定と契約管理、委託する廃棄物の情報提供(WDS発行)並びに、法令に基づく届出・報告業務は環境事務局が担当する。

※2 製品の製造に係る特管産廃の保管管理ならびに処分委託先への引渡し業務と manifests 発行は、合成樹脂製造課が担当する。

※3 製品の製造に係る普通産廃と、設備等保守及び製品製造以外の作業で生じた特管産廃の保管管理ならびに処分委託先への引渡し業務と manifests 発行は、工務係が担当する。